

令和6年度 県民総合体育大会兼国民体育大会（中学校サッカーの部）実施要項

- 1 目的** 本県内の中学生が、スポーツに親しみ、スポーツ精神を高揚し、併せて健康増進と体力の向上を図り、身体的及び精神的な発達を推進する。また、スポーツを通じて、中学生がお互いに理解し合い、友好親善を深め、明るく豊かな中学校生活の実現を図り、もって本県スポーツの振興に寄与することを目的とする。
- 2 主催** 茨城県 茨城県教育委員会 公益財団法人茨城県スポーツ協会
- 3 主管** 茨城県中学校体育連盟 公益財団法人茨城県サッカー協会
- 4 後援** 各市町村 各市町村教育委員会
- 5 期日** 令和6年7月22日（月）～7月24日（水） 予備日：25日（木）
- 6 会場** ひたちなか地区多目的広場・I F Aフットボールセンター
- 7 競技役員**

部 長	木田 正広（牛久三）	委 員 長	綿引 聡（城里常北）
中央地区委員長	西川 雄大（双葉台）	県西地区委員長	小林 峻（総 和）
県北地区委員長	小川 佑介（助 川）	県南地区委員長	井上 超（都 和）
県東地区委員長	小牧 駿（鹿 島）	審 判 長	橋本 直樹（並木中等）
審 判 員	各地区サッカー部顧問		

※ 大会の役員（審判）は専門部が認めた教員・部活動指導員・外部指導者（コーチ）から選出する。

8 参加資格

- (1) 茨城県中学校体育連盟の中学校または、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に在学、在籍する中学生で、（公財）日本サッカー協会に加盟し、当該競技要項により、茨城県中学校体育大会の参加資格を得た、一校単位で組織する中学校または、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）のチームであること。参加する生徒は、学齢・修業年限が一致していること。ただし、その年度の6月30日までに、茨城県中学校体育連盟を通じて、（公財）日本中学校体育連盟に申し出、承認を得た生徒についてはその限りではない。
- (2) 「参加資格の特例」については、下記の①～③の通りとする。
 - ① 学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、郡市大会の予選大会に参加し、茨城県中学校体育連盟主催・主管大会参加資格を得た者。
 - ② 令和6年度茨城県中学校体育大会（総体・新人）における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例に準ずる。
 - ③ 合同チームの参加については、茨城県中学校体育連盟の「茨城県中学校体育大会（総体・新人）合同チーム参加規程」により、参加を認める。
 - ④ 拠点校部活動チームの参加については、茨城県中学校体育連盟の茨城県中学校体育大会（総体・新人）における参加規程により、参加を認める。
 - ⑤ 参加生徒は、（公財）日本サッカー協会登録をしたチームでのみ参加することができる。女子加盟チーム選手に限り、在籍中学校の生徒であれば、移籍を行うことなく本大会に参加することができる。

9 出場校・参加制限・チーム人数

- (1) 各地区代表3チーム＋1枠（令和5年度茨城県中学校新人体育大会 優勝：県東地区）の計16チームによって行う。
- (2) 1チームは、引率者1名、監督1名、コーチ1名、選手18名の計21名以内とする。

10 監督・引率

- (1) 参加生徒の引率は、学校においては出場校の校長・教員・部活動指導員、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては代表者・指導者とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

※「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。
- (2) 外部指導者（コーチ）をつける場合は校長が認めたものとする。茨城県中学校体育連盟の「外部指導者（コーチ）の資格及びベンチ入り規程」に従うものとする。
- (3) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。

11 競技規則・競技方法

- (1) (公財) 日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則 2023/24」による。
- (2) 試合時間は 60 分とし、ハーフタイムのインターバルは、原則として 10 分間とする。勝敗が決しない場合は、ペナルティーマークからのキック方式により、次回戦進出チームを決定する。準決勝以降において勝敗が決しない場合は、10 分間の延長戦を行い、なお、決定しない場合には、ペナルティーマークからのキック方式により、次回戦進出または優勝チームを決定する。
- (3) 選手の交代は、全ての試合において登録した 7 名の交代要員の中から最大 7 名までの交代が認められ、一度退いた競技者も再び出場することができる。
- (4) 試合球は 5 号球とし、競技規則第 2 条に適合するものとする。メーカーはモルテンもしくはミカサとする。
- (5) 県大会に参加するチームが、予選となる地区大会の試合で受けた出場停止処分が残存している場合、本大会で適用される。
- (6) 競技は、ノックアウト方式とする。
- (7) 決勝進出 2 チームは、第 55 回関東中学校サッカー大会（埼玉県さいたま市）に出場できる。
- (8) 競技中に必要に応じて、飲水タイムもしくは 3 分間のクーリングブレイクを設ける。
- (9) テクニカルエリアを設け、監督・コーチのいずれか 1 名がその範囲内で指示することができる。

12 懲罰

- (1) 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本大会次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。追加的処分については (公財) 日本サッカー協会懲罰基準に準拠して (公財) 茨城県サッカー協会第 3 種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。
- (2) 本大会期間中に (公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されながら、本大会の終了によって残存した出場停止処分については、第 55 回関東中学校サッカー大会で適用される。第 55 回関東中学校サッカー大会に出場しない場合は、順次次の公式戦で適用される。
- (3) 本大会で累積された警告が 2 回となった場合、自動的に本大会の次の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。ただし、違反行為の内容によっては、追加的処分を (公財) 茨城県サッカー協会第 3 種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。
- (4) 同一試合で 2 回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし 2 回の警告は累積されない。本大会の終了によって残存した出場停止処分については、第 55 回関東中学校サッカー大会で適用される。第 55 回関東中学校サッカー大会に出場しない場合は、順次次の公式戦で適用される。
- (5) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。
- (6) 出場資格がない選手が本大会の試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの 0-3 の敗戦として試合を打ち切る。この該当チームの懲罰については (公財) 茨城県サッカー協会第 3 種委員会内規律・フェアプレー部及び (公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。
- (7) ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施の上 (公財) 日本サッカー協会懲罰規程に基づき (公財) 茨城県サッカー協会第 3 種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

13 表彰

- (1) 優勝チームに、茨城県中学校体育連盟優勝旗（持ち回り）、優勝杯（持ち回り）、賞状を授与する。
- (2) 準優勝チーム並びに 3 位チームには、賞状を授与する。

14 代表者ミーティング

- (1) 試合開始 70 分前に、代表者ミーティングを行う。参加者はチーム関係者・審判員・運営責任者とする。
- (2) 監督は、その際にユニフォーム一式 (FP・GK 正副両方) とメンバー表 3 部を持参する。

15 参加申し込み

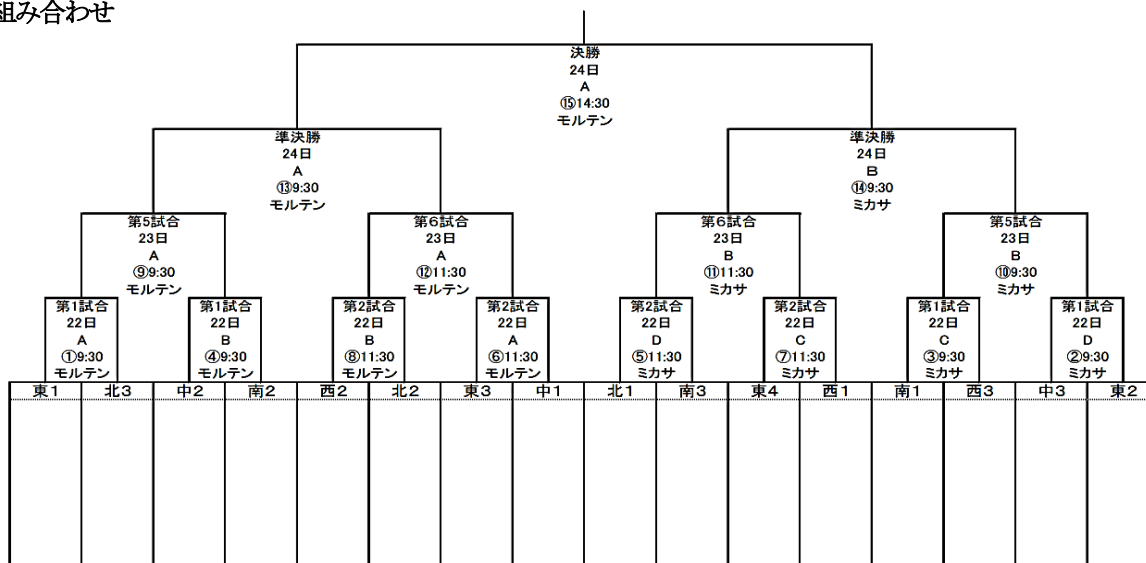
- (1) 参加申込書・プログラム原稿のデータを、地区大会終了後、速やかに下記宛にメールで送付する。
(※参加申込書等のデータは各地区委員長から各チームへ展開する) 最終〆切 7/13
- (2) 参加申込後、けがや体調不良などの諸事情によりメンバー変更が生じた場合には、1 回戦の MCM 開始前までに変更届を受付に提出すること。なお、2 回戦以降のメンバー変更は原則として認めない。

提出先 茨城県中学校体育連盟サッカー専門委員長	城里町立常北中学校 綿引 聡
電話(029-288-2025)	メール(watahiki.satosi@mail.ibk.ed.jp)

16 ユニフォーム規程

- (1) ユニフォームは、参加申込書に記入したものを着用し、選手番号（1～99）をつける。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地を付ける）であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
- (2) 選手番号を付ける場所及びサイズは次の通りとする。
 - ①シャツの背面 縦25 cm程度の選手番号をつける。
(番号の横は縦に比例して適当な大きさで見やすいものとする。)
 - ②シャツの前面 右側、左側または中央に、縦10 cm程度の選手番号を必ず付けること。尚、ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。その場合は、ショーツ前面の右側または左側に高さ8 cm程度の選手番号を付ける。
(番号の横は縦に比例して適当な大きさで見やすいものとする。)
- (3) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ストッキング）は正の他に、副として異なる色のユニフォームを参加申込書に記載し、必ず試合会場までその2着のユニフォームを携行する。
- (4) 審判員と同一色、または類似色（黒・紺系）のユニフォームをシャツに用いることは出来ない。ただし、ショーツやストッキングの色は黒でも可とし、組み合わせも可とする。
- (5) 各チームともユニフォームと異なる2色のビブスを持参し、控えの選手は着用すること。
- (6) メーカーの都合によりユニフォームデザインが変更となり、選手数と同じ数のユニフォームが揃わない場合や身体的理由等でデザインの違うユニフォームを着用する場合は事前の確認を必要とする。※多少のデザイン違いは認めるが、明らかに色が違う場合は認められないことがある。 (R6. 4. 30 専門部ユニフォーム規定参照)
- (7) アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。FPとGKは別とする。
- (8) アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (9) ソックスにテープまたはその他の素材のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (10) セパレートソックスを着用する場合は、すね当てを完全に覆い、くるぶしの上まで覆われる程度の丈とする。
- (11) 上記の他、ユニフォームに関する規定は、「(公財) 日本サッカー協会ユニフォーム規定」による。

17 組み合わせ



18 その他

- (1) 学校部活動からの参加者は、茨城県中学校体育連盟主催の大会であるので、大会期間中における参加者の傷害等は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用となる。参加者は、健康保険証を持参することが望ましい。
- (2) 本大会のプログラム及び報道発表における氏名、学校名、学年、写真等の個人情報の掲載については、本人及び保護者の同意を得る。（記載の内容が得られない場合は、参加申込書にその旨を明らかにする。）

19 連絡先

茨城県中学校体育連盟サッカー専門部委員長 城里町立常北中学校 綿引 聡
 〒311-4304 茨城県東茨城郡城里町下青山10 電話 029-288-2025
 メール watahiki.satosi@mail.ibk.ed.jp

【要項の改廃】 本実施要項は、茨城県中学校体育連盟サッカー専門部において改廃できる。
【施行日】 令和6年6月1日 施行